

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2022年 6月 23日

大分市長 佐藤 樹一郎 殿

提出者

住 所 大分市大字迫字丸山658番地の1
氏 名 株式会社 東部開発

代表取締役 首藤 聖司

電話番号 097-522-3111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 東部開発
事業場の所在地	大分市大字迫字丸山658番地の1
計画期間	2022年4月1日～2023年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	建設業(解体工事)、産業廃棄物処理
②事業の規模	令和3年度元請完成工事高 202,296,000円
③従業員数	76名
④産業廃棄物の一連の処理工程	別紙のとおり



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

解体工事部現場代理人⇒産廃事業部担当者自社にて解体から最終処分まで一貫したシステムで処理
--

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	別紙の通り					
	排 出 量	t	t	t	t	t	t
	分別解体の徹底						
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	別紙の通り					
	排 出 量	t	t	t	t	t	t
	分別解体の徹底						

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	別紙のとおり
②計画	混合廃棄物の分別

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項							
①現状	【前年度（令和3年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	別紙の通り					
	自ら再生利用を行つた産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t
破碎施設、固形燃料製造工場による再資源化							
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	別紙の通り					
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t
施設のメンテナンスの徹底、新技術の研究及び導入等による再資源化率の向上							

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（令和3年度）実績】					
①現状	産業廃棄物の種類	別紙の通り					
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t
分別解体の徹底により埋立処分を減少させている							
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	別紙の通り					
		t	t	t	t	t	t
分別解体の徹底により埋立処分を減少させている							

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

(第5面)

②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	別紙の通り			
	全処理委託量	t	t	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		t	t	t	t
可能な限り自社で再生利用を行う					
※事務処理欄					

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

上段:実績値 下段:目標値	排出量	自ら再生利用を行う量	自ら熱回収を行う量	中間処理により減量する量	自ら埋立処分又は海洋投棄処分を行う量	認定熱回収業者への委託量		認定熱回収業者への委託量
						優良認定處理業者への委託量	全処理委託量	
燃え殻								
汚泥								
廃油								
廃酸								
廃アルカリ								
廃プラスチック類	61.54	7.79			53.75			
紙くず	50	10			40			
木くず	0.27	0.27						
木くず	1	1						
繊維くず	135.01	135.01						
繊維くず	140	140						
動植物成残さ	19.56	19.56						
動物系固形不要物	20	20						
ゴムくず								
金属くず								
ガラスくず及び陶磁器くず	89.07				89.7			
鉱さい	80				80			
がれき類	11634.21	11375.97			258.24			
動物のふん尿	12000	11800			200			
動物の死体								
ばいじん								
石綿含有産業廃棄物	118.5				118.5			
安定型混合	100				100			
管理型混合	20.93				20.93			
	10				10			
	23.24				23.24			
	10				10			